

令和7年度西川町緑の募金事業公募要領

西川町内の緑化につながる取り組みを支援するため、この公募要領に基づき、次のとおり公募します。

1 目 的

事業者が、地域の緑化活動を通して豊かな心と地域とのつながりを育むとともに、町民や町を訪れた人が緑を身近に感じることで、町に愛着を持ち地域活性化につながる取り組みを行う団体の支援。

2 応募者の要件

本事業に応募できる団体は町内に住所を有する2名以上の活動団体、企業等の法人、小学校などの教育機関及び保育園などの福祉施設により構成される団体で次の(1)から(3)の要件すべてを満たすものとし、個人での応募は不可とします。

なお、団体の中の代表者1名を選定することとします。

- (1) 事業を完遂する見込みがあり、みどり共創課と適宜連絡を取ることができる。
- (2) 団体の意思を決定する体制が明らかであり、かつ会計経理が明確である。
- (3) 領収書や請求書など、必要書類を管理・作成でき、提出依頼に対してすぐ応じることができる。

3 交付対象経費

(1) 以下に該当するものについては対象外とします。

① 対象外となる事業

- ア 個人宅、私有地への植栽等、特定の個人のために行われるもの
- イ 切り花、ドライフラワーなど、花苗、樹木の苗以外の植栽、教室など
- ウ 生け花、押し花などへの利用、ドライフラワーなどへの加工
- エ 政治的または宗教的宣伝を目的として認められるもの

② 対象外となる経費

- ア 食料等飲食費、参加者記念品
- イ 団体の運営経費、団体構成員やボランティア参加者への謝金・賃金及び旅費
交通費
- ウ 当該事業に関係のない経費、物品の購入
- エ 活動準備のための事前経費(下見旅費、環境整備委託費等)
- オ 資産となる物品及び高価な物品の購入(刈払機、チェンソー、カメラ、プリンター等)

- (2) 上記(1)以外のものについても、団体等の規模、参加人数、事業内容・規模、実施場所、実施時期等からみて、適切かどうかを審査します。特に、パンフレット作製費、印刷費、指導者謝金、車両借り上げ費等で過大な積算とみられるものは適正な額を交付対象とします。
- (3) 助成金の対象期間は、助成金交付決定年度の4月1日から3月31日までとします。

4 補助金額

予算の範囲内で交付します。ただし、千円未満を切り捨てた金額とします。
予算に限りがあるため先着順とし、予算額に達した時点で応募を締め切ります。

5 事業の実施

- (1) 申請した目的及び内容に基づき、緑化の推進に係る事業を実施してください。助成金事業に要する助成金額の変更(2割を超えない増減を除く)や中止については、事前の承認が必要になります。
- (2) 緑の募金は、森林は国民共通の財産という認識のもと、国民の自発的な協力によって森林や緑を育てていくことを目的としていますので、参加者に十分このことが認識されるよう活動内容等の工夫に努めてください。
- (3) 看板や標柱等による表示、パンフレットや広報誌等への掲載等を通じて、「緑の募金事業」で実施していることが参加者に広く周知されるよう努めてください。
- (4) 森林の中での活動には、天候や地形等による様々な危険が潜んでいますので、熱中症等の病気や刃物等によるケガ、ハチ等の危険生物に対する対策は十分に行い、参加者への指導も徹底してください。
- (5) 刈払機やチェーンソーでの事故が多発しております。作業の安全確保に努めてください。

6 応募方法

事業計画書等を作成する必要があります。提出書類に必要事項を記入の上、メール、郵送、持参により西川町みどり共創課まで提出してください。

持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、募集期間最終日の午後5時15分まで到着したものを有効とします。

(1) 募集期間

令和7年7月15日(火)から令和7年11月28日(金)まで

(2) 提出書類

事業計画書及び収支予算書（別紙様式 1）

団体の構成員名簿（任意様式）

書類について

A4 判で作成し、袋とじなどの製本は行わないでください。

提出書類は返却しないので、副本を作成して保管ください。

作成にあたってご不明な点は、12 の担当窓口までご連絡ください。

7 審査結果

応募者に対して、事業計画の審査結果（採択又は不採択）を郵送で通知します。

採択の場合、交付決定通知（別紙様式 2）を送付します。

8 事業の実施報告

- (1) 事業が完了したら、下記(2)に定める書類を事業完了後 1 カ月以内（厳守）に提出してください。最終提出期限は以下のとおりとします。また、**提出期限を過ぎた団体については、交付額の返還を命じる場合**があります。

最終提出期限：令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時 15 分まで

提出場所：西川町役場 みどり共創課 森林活用係

(2) 提出書類

実績報告書（別紙様式 4）

助成金請求書（西川町緑の募金委員会宛）（別紙様式 3）

購入した物品の請求書、領収書（レシートも可）及び写真

別紙様式 4 に添付する写真は、カラープリントされたものを 3 枚以上とします。

また、活動写真の他に、本事業で購入した物品の個数と種類がわかる写真も提出ください。なお、活動写真は緑の募金広報のために町及び県で使用させていただくことがあります。

別紙様式 4 に写真を添付することが難しい場合、別添として A4 用紙に写真データを印刷し提出することも可能とします。

9 額の確定

実施報告書類の提出後、書類の審査及び必要に応じて行う聞き取り調査により、その報告に係る助成事業等の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査します。

適合すると認めたときは、交付すべき助成金等の額を確定し、額の確定通知（別紙様式6）を郵送で通知します。

10 事業者の責務

事業者は事業に係る経費について、帳簿及び支出内容に関する証拠書類を整備し、事業終了年度の翌年度から5年間保管する必要があります。

11 情報の公開

採択された事業については、事業名、事業概要、申請団体名を町ホームページで公表することがあります。広報を望まない場合、12の担当窓口までご連絡ください。

また、提出資料のうち下記(1)の情報を、公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構へ西川町 緑の募金事業実績として報告します。

個人の住所、名簿など、下記に記載のない個人情報や西川町役場内で適切に管理し、外部への公開は一切致しません。

(1) やまがた森林と緑の推進機構に報告する情報

写真、購入物品の請求書・領収書類、植栽した植物の本数、活動地（地区名）
活動人数、活動時期

12 担当窓口（連絡先）

西川町役場 みどり共創課 森林活用係 緑の募金委員会事務局 奥山
〒990-0702 西川町大字海味 510 番地
電話 0237-74-2113

※メールでの応募を希望される場合は、その旨を事前にお電話ください。